

○千歳市民文化賞及び千歳市民文化奨励賞規則

改正
平成4年8月1日規則第35号
平成9年10月1日規則第57号
平成15年10月22日規則第43号
平成24年6月26日規則第32号

千歳市民文化賞及び千歳市民文化奨励賞規則

(目的)

第1条 この規則は、文化活動の業績顕著な者を表彰し、もって本市の文化の向上及び振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「文化」とは、芸術（美術、音楽、文学、演劇、舞踊等）、科学（自然科学、社会科学及び人文科学）及び教育（学校教育及び社会教育（スポーツを除く。））等をいう。

(表彰の種類等)

第3条 表彰は、千歳市民文化賞及び千歳市民文化奨励賞の2種とし、千歳市内における居住歴又は活動歴があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体の中から選考し、表彰する。

- (1) 千歳市民文化賞 地道な文化活動を続け、千歳市の文化の向上及び振興に寄与し、かつ、貢献したと認められる個人又は団体
- (2) 千歳市民文化奨励賞 文化活動に傾注し、これを奨励することにより今後も意欲的な活動が期待される個人又は団体

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、市長が決定する。

- 2 候補者を推薦する場合は、千歳市民文化表彰推薦書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈呈して行う。

- 2 表彰は、毎年7月1日現在の調査により、11月に行う。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、表彰の時期を変更することができる。

(委員会の設置)

第6条 第4条に定める被表彰者を選考するため、千歳市民文化表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員10名以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者の中から市長が委嘱する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が就任するときまで在任するものとする。

- 2 欠員のため任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 3 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第9条 委員会は、会長が招集する。

(議事)

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(千歳市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

2 千歳市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和54年千歳市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 千歳市民文化賞及び千歳市民文化奨励賞候補者の選考に関すること。

附 則（平成9年10月1日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月22日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月26日規則第32号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市民文化賞及び千歳市民文化奨励賞規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別記様式（第4条関係）